

「衆議院選挙制度に関する調査会」運営細則（案）

- 1 衆議院議院運営委員会での議決（平成26年6月19日）に基づき、衆議院選挙制度に関する調査・検討等を行うため、議長のもとに「衆議院選挙制度に関する調査会（以下「調査会」という。）」を置く。
- 2 委員は、議員以外の学識経験のある者のうちから、議長が委嘱する。
- 3 委員の互選により座長を選出し、調査会の運営にあたる。
- 4 定足数は、委員の過半数とする。
- 5 委員以外の出席
 - （1）正副議長は、必要に応じ、または調査会の求めに応じ、調査会に出席し、発言することができる。
 - （2）議院運営委員長は、オブザーバーとして、原則として会議に陪席し、求めに応じ発言することができる。
 - （3）各会派の代表は、調査会の求めに応じて出席し、参考意見を述べることができる。
 - （4）調査会は、上記以外の者が必要と認めた者から参考意見を聴取することができる。
- 6 会議は原則として非公開とする。ただし、座長が特段に認めた場合は、この限りでない。
- 7 会議には原則として速記を付し、その議事録を作成するが、議長等と委員以外の者には非公開とする。別途作成する議事概要については、会議に諮り公開できるものとする。
- 8 調査会の事務は、衆議院事務次長が責任者となり、衆議院事務局が担当する。
- 9 議長への答申は、現議員の任期を念頭に、立法作業や周知期間を考慮して行う。